

新聞の購読契約をしたが解約できるか

【事例】「景品を付けるから5年契約してほしい」「助けると思って3年後から1年間だけ契約してほしい」などと言われ、断りきれず購読契約をした。しかし、生活が困窮してきたので、販売店に解約したいと言うと違約金を請求された。

【アドバイス】

◆契約してから8日以内であればクーリング・オフができます。8日を過ぎると販売店との話し合いによって解決することとなります。

◆購読期間を定めた契約の場合、一方的に解約することは難しく、相当な理由がなければ解約できません。では相当な理由とは何でしょうか。新聞業界のガイドラインによれば「契約者の死亡、購読が困難になる病気・入院・転居」となっています。景品については「上限を超える景品類の提供が行われていた場合、解約にあたって景品類の返還を請求してはならない」とされています。しかし、実際には違約金の額や景品について販売店との合意によって決定することとなります。

◆生活環境の変化や将来の生活状況はどうかわかりません。トラブルを避けるためにも、長期契約やしつこい勧誘・景品に惑わされず、不要な契約はきっぱりと断りましょう。

◆困ったことや不安なことがあれば消費生活センターにご相談ください。